

○ 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）

改 正 案

現 行

（電子開示手続又は任意電子開示手続に係る届出等）

（電子開示手続又は任意電子開示手続に係る届出等）

第二条 令第十四条の十第二項の規定により届け出ようとする者（以下この条において「届出者」という。）は、第一号様式により作成した書面（当該届出者の使用に係る入出力装置と法第二十七条の三十の二の電子計算機とを電気通信回線で接続し、第一号様式に記載すべき事項その他の事項を入力することにより取得する番号を記載したものに限り。以下「電子開示システム届出書」という。）を、当該電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に提出すべきこととされている財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に提出しなければならない。

第二条 令第十四条の十第二項の規定により届け出ようとする者（以下この条において「登録届出者」という。）は、第一号様式により作成した書面（以下「電子開示システム登録届出書」という。）を、当該電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に提出すべきこととされている財務局長又は福岡財務支局長（以下「財務局長等」という。）に提出しなければならない。

2 財務局長等は、前項の規定により電子開示システム届出書の提出があつた場合には、当該電子開示システム届出書を受理した旨、金融庁長官により届出者に付与される当該届出者を特定するための番号並びに電子開示手続又は任意電子開示手続を行うために必要な識別番号及び暗証番号を当該電子開示システム届出書を提出した届出者に通知するものとする。

2 財務局長等は、前項の規定により電子開示システム登録届出書の提出があつた場合には、その旨及び識別番号を当該電子開示システム登録届出書を提出した登録届出者に通知するものとする。

（削る）

3 前項の規定による通知を受けた登録届出者は、遅滞なく、当該登録届出者の使用に係る入出力装置により当該通知された識別番号を入力して当該入出力装置と法第二十七条の三十の二の電子計算機とを電気通信回線を使用して接続し、第一号様式に記載すべき事項そ

(削る)

3| 外国法人（外国債等（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第一条第一号に規定する外国債等をいう。次項において同じ。）の発行者（法第二条第五項に規定する発行者をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）又は非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいい、個人である場合に限る。）が届出者である場合にあつては、第一項に規定する電子開示システム届出書の提出をするときは、本邦内に住所を有する者であつて、当該提出に関する一切の行為につき、当該届出者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

4| 第一項の電子開示システム届出書には、次の各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 外国法人 次に掲げる書類
 - イ 定款又はこれに準ずるもの（届出者が外国債等の発行者である場合を除く。）
 - ロ 当該届出者が、本邦内に住所を有する者に、前項に規定する

の他の事項を入力しなければならない。

4| 財務局長等は、前項の規定による入力があつた場合には、電子開示手続又は任意電子開示手続に必要な識別番号及び暗証番号を当該入力を行った登録届出者に通知するものとする。

5| 外国法人（外国債等（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）第一条第一号に規定する外国債等をいう。次項において同じ。）の発行者（法第二条第五項に規定する発行者をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）又は非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第六号に規定する非居住者をいい、個人である場合に限る。）が登録届出者である場合にあつては、第一項に規定する電子開示システム登録届出書の提出及び第三項に規定する第一号様式に記載すべき事項の入力をするときは、本邦内に住所を有する者であつて、当該提出及び入力に関する一切の行為につき、当該登録届出者を代理する権限を有するものを定めなければならない。

6| 第一項の電子開示システム登録届出書には、次の各号に掲げる登録届出者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 (略)
- 二 外国法人 次に掲げる書類
 - イ 定款又はこれに準ずるもの（登録届出者が外国債等の発行者である場合を除く。）
 - ロ 当該登録届出者が、本邦内に住所を有する者に、前項に規定

権限を付与したことを証する書面

三 個人 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 前号ロに掲げる書類（届出者が非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）である場合に限る。）

5| 第一項の規定により提出した電子開示システム届出書の記載事項に変更があった場合（前項の規定により添付しなければならない書類に変更があった場合を含む。）には、当該変更内容を記載した書面を財務局長等に提出しなければならない。

する権限を付与したことを証する書面

三 個人 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 前号ロに掲げる書類（登録届出者が非居住者（外国為替及び外国貿易法第六条第一項第六号に規定する非居住者をいう。）である場合に限る。）

7| 第一項の規定により提出した電子開示システム登録届出書の記載事項に変更があった場合（前項の規定により添付しなければならない書類に変更があった場合を含む。）には、当該変更内容を記載した書面を財務局長等に提出しなければならない。

○ 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）

改正案	現行
<p>【第一号様式】</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A4)</p> <p style="text-align: right;">届出日：平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">電子開示システム届出書</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長 殿</p> <p>電子開示システム（法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織をいう。以下この様式において同じ。）により電子開示手続又は任意電子開示手続を行いたいので、添付書類(2)とともに電子開示システムに係る届出をいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 仮番号(3) 2. 届出者の名称又は氏名(4) 3. 代表者の役職氏名(5) 4. 設立日又は生年月日(6) 5. 本店所在地又は住所(7) 6. 電話番号(8) 7. 連絡場所(9) 8. 連絡先電話番号(10) 9. 連絡先電子メールアドレス(11) 10. その他(12) <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 届出者が外国法人又は非居住者である場合には、この様式に準じて記載すること。この場合、「6. 電話番号」の次に「6-2 代理人の氏名又は名称」、「6-3 代理人の署名」（代理人が法人である場合には、その代表者の署名）、「6-4 代理人の住所又は所在地」及び「6-5 代理人の電話番号」の項を設け、代理人について記載すること。また、「7. 連絡場所」から「9. 連絡先電子メールアドレス」までは、代理人の事務担当者（当該電子開示システム届出に係る担当者をいう。以下この様式において同じ。）について記載すること。</p> <p>(2) 添付書類 第2条第4項各号に掲げる届出者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付すること。</p> <p>(3) 仮番号 第2条第1項に規定する番号を記載すること。</p> <p>(4) 届出者の名称又は氏名</p> <ol style="list-style-type: none"> a 届出者が法人である場合には、名称を記載すること。 b 届出者が個人である場合には、氏名を記載するとともに押印すること。 c 届出者が特定有価証券の発行者である場合（当該電子開示システム届出書が特定有価証券に係るも 	<p>【第一号様式】</p> <p style="text-align: right;">届出日：平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">電子開示システム登録届出書</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長 殿</p> <p>電子開示システムにより電子開示手続又は任意電子開示手続を行いたいので、添付書類(2)とともに電子開示システムの登録に係る届出をいたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 金融庁整備番号(3) 2. 登録届出者の名称又は氏名(4) 3. 代表者の役職氏名(5) 4. 本店所在地又は住所(6) 5. 電話番号(7) 6. 事務連絡者の役職氏名(8) 7. 連絡場所(9) 8. 連絡先電話番号(10) 9. 連絡先FAX番号(11) 10. 連絡先電子メールアドレス(12) 11. その他(13) <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 登録届出者が外国法人又は非居住者である場合には、以下の規定に準じて記載すること。この場合、「5. 電話番号」の次に「5-2 代理人の氏名又は名称」、「5-3 代理人の署名」（代理人が法人である場合には、その代表者の署名）、「5-4 代理人の住所又は所在地」及び「5-5 代理人の電話番号」の項を設け、代理人について記載すること。また、「6. 事務連絡者の役職氏名」から「10. 連絡先電子メールアドレス」までは、代理人の事務連絡者（当該電子開示システム登録届出に係る担当者をいう。以下同じ。）について記載すること。</p> <p>(2) 添付書類 第2条第6項各号に掲げる登録届出者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付すること。</p> <p>(3) 金融庁整備番号 金融庁整備番号（金融庁より付与された提出者番号をいう。）がある場合に記載すること。</p> <p>(4) 登録届出者の名称又は氏名</p> <ol style="list-style-type: none"> a 登録届出者が法人である場合には、名称を記載すること。 b 登録届出者が個人である場合には、氏名を記載するとともに押印すること。 c 登録届出者が特定有価証券の発行者である場合（当該電子開示システム登録届出書が特定有価証券に係るものである場合に限る。）には、「2. 登録届出者の名称又は氏名」の次に「2-2 特定有

<p>のである場合に限る。)には、「2. 届出者の名称又は氏名」の次に「2-2 特定有価証券の種類及び名称」の項を設け、特定有価証券の種類及び名称(銘柄、ファンド名等)を記載すること。</p> <p>(5) <u>代表者の役職氏名</u> 届出者が法人である場合には、代表者の役職及び氏名を記載するとともに代表者印を押印すること。</p> <p>(6) <u>設立日又は生年月日</u> 届出者が法人である場合には当該法人の設立年月日を、個人である場合には生年月日を記載すること。</p> <p>(7) <u>本店所在地又は住所</u> 本店所在地又は住所を郵便番号とともに記載すること。</p> <p>(8) <u>電話番号</u> 届出者が法人である場合には、法人の代表番号等(対外的な窓口となる電話番号)を記載すること。</p> <p>(9) <u>連絡場所</u> 事務担当者に係る連絡場所の所在地を記載すること。</p> <p>(10) <u>連絡先電話番号</u> 連絡場所の電話番号を記載すること。</p> <p>(11) <u>連絡先電子メールアドレス</u> 事務担当者又は連絡場所の電子メールアドレスを記載すること。</p> <p>(12) <u>その他</u> その他記載すべき事項があれば記載すること。</p>	<p>価証券の種類及び名称」の項を設け、特定有価証券の種類及び名称(銘柄、ファンド名等)を記載すること。</p> <p>(5) <u>代表者の役職氏名</u> 登録届出者が法人である場合には、代表者の役職及び氏名を記載するとともに代表者印を押印すること。</p> <p>(6) <u>本店所在地又は住所</u> 本店所在地又は住所を郵便番号とともに記載すること。</p> <p>(7) <u>電話番号</u> 登録届出者が法人である場合には、法人の代表番号等(対外的な窓口となる電話番号)を記載すること。</p> <p>(8) <u>事務連絡者の役職氏名</u> 事務連絡者の役職及び氏名を記載すること。</p> <p>(9) <u>連絡場所</u> 事務連絡者に係る連絡場所の所在地を記載すること。</p> <p>(10) <u>連絡先電話番号</u> 連絡場所の電話番号を記載すること。</p> <p>(11) <u>連絡先FAX番号</u> 連絡場所のFAX番号を記載すること。</p> <p>(12) <u>連絡先電子メールアドレス</u> 事務連絡者又は連絡場所の電子メールアドレスを記載すること。</p> <p>(13) <u>その他</u> その他記載すべき事項があれば記載すること。</p>
---	---

○ 電子開示情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）

改正案	現行
<p>【第二号様式】</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A4)</p> <p style="text-align: right;">申請日：平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">ディスク提出承認申請書</p> <p style="text-align: center;">財務(支)局長 殿</p> <p>電子開示システム（法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織をいう。）の使用に代えてディスクの提出による電子開示手続又は任意電子開示手続を行いたいのので、申請いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. EDINETコード(2) 2. 申請者の名称又は氏名(3) 3. 代表者の役職氏名(4) 4. 設立日又は生年月日(5) 5. 本店所在地又は住所(6) 6. 電話番号(7) 7. 連絡場所(8) 8. 連絡先電話番号(9) 9. ディスクにより提出する書類の名称 10. ディスクにより提出する理由(10) <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 申請者が外国法人又は非居住者である場合には、この様式に準じて記載すること。この場合、「6. 電話番号」の次に「6-2 代理人の氏名又は名称」、「6-3 代理人の署名」（代理人が法人である場合には、その代表者の署名）、「6-4 代理人の住所又は所在地」及び「6-5 代理人の電話番号」の項を設け、代理人について記載すること。また、「7. 連絡場所」及び「8. 連絡先電話番号」は、代理人の事務担当者（当該ディスク提出承認申請に係る担当者をいう。）について記載すること。</p> <p>(2) EDINETコード 第2条第2項に規定する金融庁長官により届出者に付与される当該届出者を特定するための番号を記載すること。</p> <p>(3) 申請者の名称又は氏名 第一号様式記載上の注意(4)に準じて記載すること。この場合には、「届出者」を「申請者」に読み替えて記載すること（以下この様式において同じ。）。</p> <p>(4) 代表者の役職氏名 第一号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。</p> <p>(5) 設立日又は生年月日 第一号様式記載上の注意(6)に準じて記載すること。</p>	<p>【第二号様式】</p> <p style="text-align: right;">申請日：平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">ディスク提出承認申請書</p> <p style="text-align: center;">財務(支)局長 殿</p> <p>電子開示システムの使用に代えてディスクの提出による電子開示手続又は任意電子開示手続を行いたいのので、申請いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 届出整理番号(2) 2. 金融庁整備番号(3) 3. 申請者の名称又は氏名(4) 4. 代表者の役職氏名(5) 5. 本店所在地又は住所(6) 6. 電話番号(7) 7. 事務連絡者の役職氏名(8) 8. 連絡場所(9) 9. 連絡先電話番号(10) 10. 連絡先FAX番号(11) 11. ディスクにより提出する書類の名称 12. ディスクにより提出する理由(12) <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) 申請者が外国法人又は非居住者である場合には、以下の規定に準じて記載すること。この場合、「6. 電話番号」の次に「6-2 代理人の氏名又は名称」、「6-3 代理人の署名」（代理人が法人である場合には、その代表者の署名）、「6-4 代理人の住所又は所在地」及び「6-5 代理人の電話番号」の項を設け、代理人について記載すること。また、「7. 事務連絡者の役職氏名」から「10. 連絡先FAX番号」までは、代理人の事務連絡者（当該ディスク提出承認申請に係る担当者をいう。）について記載すること。</p> <p>(2) 届出整理番号 金融庁より付与された電子開示システム（法第27条の30の2に規定する電子情報処理組織をいう。）に係る届出整理番号を記載すること。</p> <p>(3) 金融庁整備番号 金融庁整備番号（金融庁より付与された提出者番号をいう。）がある場合に記載すること。</p> <p>(4) 申請者の名称又は氏名 第一号様式記載上の注意(4)に準じて記載すること。この場合には、「登録届出者」を「申請者」に読み替えて記載すること（以下同じ。）。</p>

<p>(6) <u>本店所在地又は住所</u> <u>第一号様式記載上の注意(7)に準じて記載すること。</u></p> <p>(7) <u>電話番号</u> <u>第一号様式記載上の注意(8)に準じて記載すること。</u></p> <p>(8) <u>連絡場所</u> <u>第一号様式記載上の注意(9)に準じて記載すること。</u></p> <p>(9) <u>連絡先電話番号</u> <u>第一号様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。</u></p> <p>(10) <u>ディスクにより提出する理由</u> <u>通信回線の故障その他具体的な理由を記載するとともに、理由を疎明する資料があれば添付すること。</u></p>	<p>(5) <u>代表者の役職氏名</u> <u>第一号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。</u></p> <p>(6) <u>本店所在地又は住所</u> <u>第一号様式記載上の注意(6)に準じて記載すること。</u></p> <p>(7) <u>電話番号</u> <u>第一号様式記載上の注意(7)に準じて記載すること。</u></p> <p>(8) <u>事務連絡者の役職氏名</u> <u>第一号様式記載上の注意(8)に準じて記載すること。</u></p> <p>(9) <u>連絡場所</u> <u>第一号様式記載上の注意(9)に準じて記載すること。</u></p> <p>(10) <u>連絡先電話番号</u> <u>第一号様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。</u></p> <p>(11) <u>連絡先FAX番号</u> <u>第一号様式記載上の注意(11)に準じて記載すること。</u></p> <p>(12) <u>ディスクにより提出する理由</u> <u>通信回線の故障その他具体的な理由を記載するとともに、理由を疎明する資料があれば添付すること。</u></p>
--	--

○ 電子開示手続処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）

改正案	現行
<p>【第三号様式】</p> <p style="text-align: right;">(日本工業規格 A4)</p> <p style="text-align: right;">申請日：平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">電子開示手続適用除外承認申請書</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長 殿</p> <p>電子開示システム(法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織をいう。以下この様式において同じ。)による電子開示手続の適用除外としていただきたいので、申請いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. EDINETコード(2) 2. 申請者の名称又は氏名(3) 3. 代表者の役職氏名(4) 4. 設立日又は生年月日(5) 5. 本店所在地又は住所(6) 6. 電話番号(7) 7. 連絡場所(8) 8. 連絡先電話番号(9) 9. 適用除外とする書類の名称 10. 適用除外とする理由(10) <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者が外国法人又は非居住者である場合には、この様式に準じて記載すること。この場合、「6. 電話番号」の次に「6-2 代理人の氏名又は名称」、「6-3 代理人の署名」（代理人が法人である場合には、その代表者の署名）、「6-4 代理人の住所又は所在地」及び「6-5 代理人の電話番号」の項を設け、代理人について記載すること。また、「7. 連絡場所」及び「8. 連絡先電話番号」は、代理人の事務担当者（当該適用除外承認申請に係る担当者をいう。）について記載すること。 (2) EDINETコード 第二号様式記載上の注意(2)に準じて記載すること。 (3) 申請者の名称又は氏名 第一号様式記載上の注意(4)に準じて記載すること。この場合には、「届出者」を「申請者」に読み替えて記載すること（以下この様式において同じ。）。 (4) 代表者の役職氏名 第一号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。 (5) 設立日又は生年月日 第一号様式記載上の注意(6)に準じて記載すること。 (6) 本店所在地又は住所 	<p>【第三号様式】</p> <p style="text-align: right;">申請日：平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">電子開示手続適用除外承認申請書</p> <p style="text-align: center;">財務（支）局長 殿</p> <p>電子開示システムによる電子開示手続の適用除外としていただきたいので、申請いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 届出整理番号(2) 2. 金融庁整備番号(3) 3. 申請者の名称又は氏名(4) 4. 代表者の役職氏名(5) 5. 本店所在地又は住所(6) 6. 電話番号(7) 7. 事務連絡者の役職氏名(8) 8. 連絡場所(9) 9. 連絡先電話番号(10) 10. 連絡先FAX番号(11) 11. 適用除外とする書類の名称 12. 適用除外とする理由(12) <p>(記載上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請者が外国法人又は非居住者である場合には、「6. 電話番号」の次に「6-2 代理人の氏名又は名称」、「6-3 代理人の署名」（代理人が法人である場合には、その代表者の署名）、「6-4 代理人の住所又は所在地」及び「6-5 代理人の電話番号」の項を設け、代理人について記載すること。また、「7. 事務連絡者の役職氏名」から「10. 連絡先FAX番号」までは、代理人の事務連絡者（当該適用除外承認申請に係る担当者をいう。）について記載すること。 (2) 届出整理番号 金融庁より付与された電子開示システム（法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織をいう。）に係る届出整理番号を記載すること。 (3) 金融庁整備番号 金融庁整備番号（金融庁より付与された提出者番号をいう。）がある場合に記載すること。 (4) 申請者の名称又は氏名 第一号様式記載上の注意(4)に準じて記載すること。 (5) 代表者の役職氏名 第一号様式記載上の注意(5)に準じて記載すること。 (6) 本店所在地又は住所

<p><u>第一号様式記載上の注意(7)に準じて記載すること。</u></p> <p>(7) <u>電話番号</u> <u>第一号様式記載上の注意(8)に準じて記載すること。</u></p> <p>(8) <u>連絡場所</u> <u>第一号様式記載上の注意(9)に準じて記載すること。</u></p> <p>(9) <u>連絡先電話番号</u> <u>第一号様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。</u></p> <p>(10) <u>適用除外とする理由</u> <u>電子計算機の故障等法第27条の30の5第1項各号の具体的な理由を記載するとともに、提出者側の事由により適用除外の承認申請を行う場合には、電子開示システムを使用することが著しく困難であることを疎明するに足りる資料を添付すること。</u></p>	<p><u>第一号様式記載上の注意(6)に準じて記載すること。</u></p> <p>(7) <u>電話番号</u> <u>第一号様式記載上の注意(7)に準じて記載すること。</u></p> <p>(8) <u>事務連絡者の役職氏名</u> <u>第一号様式記載上の注意(8)に準じて記載すること。</u></p> <p>(9) <u>連絡場所</u> <u>第一号様式記載上の注意(9)に準じて記載すること。</u></p> <p>(10) <u>連絡先電話番号</u> <u>第一号様式記載上の注意(10)に準じて記載すること。</u></p> <p>(11) <u>連絡先FAX番号</u> <u>第一号様式記載上の注意(11)に準じて記載すること。</u></p> <p>(12) <u>適用除外とする理由</u> <u>電子計算機の故障等法第27条の30の5第1項各号の具体的な理由を記載するとともに、提出者側の事由により適用除外の承認申請を行う場合には、電子開示システムを使用することが著しく困難であることを疎明するに足りる資料を添付すること。</u></p>
---	--